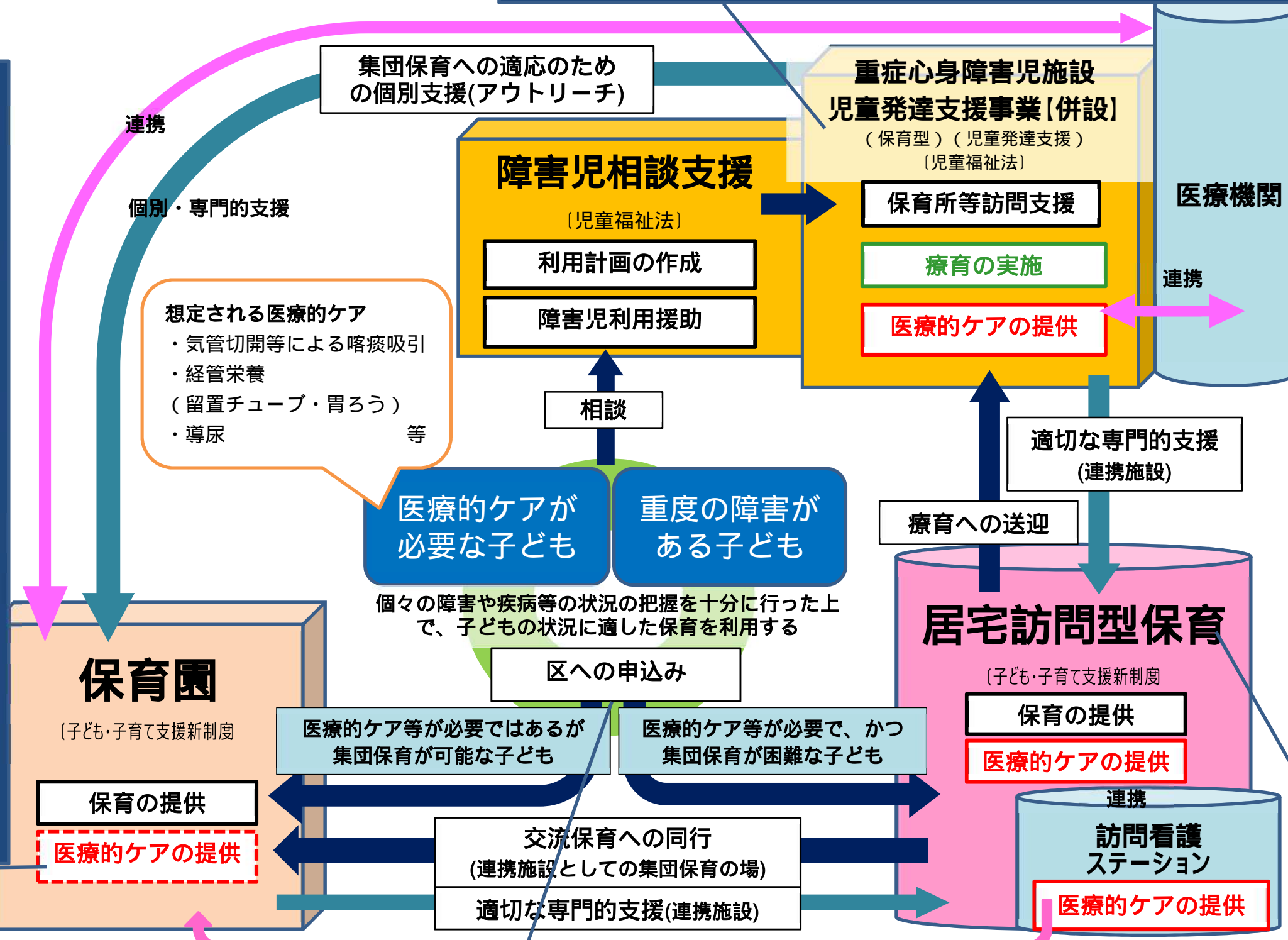


事業対象：保育を必要とする医療的ケアが必要な子どもや重度の障害がある子ども 60名程度（想定）

「重症心身障害児施設（保育型）（児童発達支援）」の開設支援の実施  
重症心身障害児施設は区内に2施設（定員10名）しかなく、現在も定員に空きのない状況である。居宅訪問型保育を実施する上で連携施設となる重症心身障害児施設の確保が課題であるため、東京都補助事業が適用されない開設前家賃と職員研修費を新規開設経費として補助を新設する。  
【概算経費】 3,350千円

**Ⅳ 保育園での医療的ケアの実施**  
平成29年度以降の保育需要量見込みを鑑みて、平成30年度から保育待機児童の緊急対応の受入拡大枠を見直し、集団保育が可能な子どもについて、指定園（各地域1園）で各1名の受入を行う。指定園には、看護師を複数配置し、可能な範囲での医療的ケアを実施する。  
平成30年度  
鳥山地域保育園 1園  
平成31年度  
世田谷地域拠点保育園 1園（平成30年度竣工）  
北沢地域保育園 1園（平成30年度竣工）  
砧地域拠点保育園 1園（平成30年度竣工）  
平成32年度以降  
玉川地域保育園 1園



想定される医療的ケア  
・気管切開等による喀痰吸引  
・経管栄養（留置チューブ・胃ろう）  
・導尿 等

**新規開設経費補助の新設**（補助率 1/2）  
① 開設前事業所借上げ（開設前5か月分家賃、礼金、保証金） 6,000千円  
② 職員研修費（障害児保育研修、医療的ケア実技研修等） 700千円  
〔都から事業者への補助金を併用〕  
**障害者通所施設等整備費助成「東京都重症心身障害児（者）通所事業」**（補助率 1/2）  
・創設・改築・改修及び安全対策（定員1人当たり（14.6㎡）） 3,100千円  
・設備整備費（備品）（1人当たり） 79千円  
平成28年度～平成32年度  
新規2施設整備  
【1施設につき】  
重症心身障害児定員5名  
以外の医ケア児定員10名

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正（平成28年第1回定例区議会で提案予定）  
居宅訪問型保育事業の事業者及び従事職員の要件を改正

「内定前相談」と「障害児等保育実施会議」の実施  
入園時における障害のある子どもの状況の把握を十分に行うため、専門職による「内定前相談」と集団保育や「居宅訪問型保育」の適否、受入に向けた合理的配慮についての区への意見や助言を行うための「障害児等保育実施会議」を実施する。  
【概算経費】 3,000千円

「居宅訪問型保育」の実施  
医療的ケア等の特別な配慮が必要で、かつ集団保育が困難な子どもに対し、「重症心身障害児施設（主に重症心身障害児を対象にした児童発達支援）」等と連携しながら、「居宅訪問型保育」を実施する。  
【概算経費】 17,500千円（特定財源 12,400千円）